

平成28年度水質測定計画(案)の概要

この計画は、水質汚濁防止法に基づき、香川県の公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質測定について、測定地点、項目、方法及びその他必要な事項を定めるものである。

1. 測定項目

公共用水域については、生活環境項目(一般項目)12項目、健康項目27項目、特殊項目6項目、その他項目を実施する。地下水については、環境基準項目28項目及びその他項目を実施する。

	測定項目
生活環境項目(一般項目)	水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)、全亜鉛(Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
健康項目 (地下水：環境基準項目)	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、PCB、トリクロロエチレン(TCE)、テトラクロロエチレン(PCE)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(NO ₃ -N・NO ₂ -N)、1,4-ジオキサンなど27項目(地下水：28項目)
特殊項目	フェノール類、銅(Cu)、亜鉛(Zn)、鉄(Fe)、マンガン(Mn)、クロム(Cr)
その他	塩素イオン、電気伝導率など(地下水：水素イオン濃度、電気伝導率など)

2. 調査の種類及び内容

(1) 環境基準監視調査

① 河川

国土交通省、県及び高松市が、土器川、馬宿川、香東川など31河川35水域(環境基準点35地点、環境基準補足地点29地点)で水質測定を実施する。

ア. 事業主体別測定地点数

注. ()は環境基準点の地点数(内数)である。

事業主体	国土交通省	県	高松市	合計
地点数	3 (1)	48 (22)	13 (12)	64 (35)

イ. 主な調査内容の変更点

事業主体	変更内容
国土交通省	・クロロフィル-aについて、測定項目から削除する。
県	・健康項目について、環境基準点22地点を2年で一巡するローリング調査のため、調査地点がH27年度から変更となる。 ・綾川の調査地点名を「下川原水道取水口」から「下井井堰」に変更する。
高松市	・健康項目について、環境基準点12地点を3年で一巡するローリング調査のため、調査地点がH27年度から変更となる。

② 海域

県が、東讃海域など3水域（環境基準点32地点、環境基準補足地点7地点）で水質測定を実施する。

ア. 事業主体別測定地点数

注. ()は環境基準点の地点数(内数)である。

事業主体	国土交通省	県	高松市	合計
地点数	—	39 (32)	—	39 (32)

イ. 主な調査内容の変更点

事業主体	変更内容
県	<ul style="list-style-type: none"> 健康項目については、各水域内の環境基準点18地点を3年で一巡するローリング調査及び環境基準点2地点を2年で一巡するローリング調査のため、調査地点がH27年度から変更となる。

③ 地下水

国土交通省、県及び高松市が概況調査（定点方式）を実施する。また、地下水汚染の継続的な監視として実施する継続監視調査を、県及び高松市が実施する。

ア. 事業主体別測定地点数

事業主体		国土交通省	県	高松市	合計	
地点数	概況調査	定点方式	3	4	7	14
		ローリング方式	—	—	—	—
	継続監視調査	—	17	13	30	

イ. 主な調査内容の変更点

区分	事業主体	地点名	変更内容
概況 (定点方式)	県	坂出市林田町 外 (4地点)	<ul style="list-style-type: none"> 全8地点を2年で一巡するため、調査地点が変更となる。
	高松市	高松市多肥上町 外 (5地点)	<ul style="list-style-type: none"> 総水銀の分析機関を高松市上下水道局から民間検査機関に変更する。 ふっ素の分析機関を民間検査機関から高松市上下水道局に変更する。
継続監視	高松市	高松市木太町	<ul style="list-style-type: none"> ふっ素の測定頻度を年2回から年1回に変更する。

(2) その他の水質等調査

①河川(水質)

平成 27 年度と同様に、高松市ほか 9 市町が 76 河川（101 地点）で調査を実施する。

②河川(底質)

平成 27 年度と同様に、三豊市が 1 河川（1 地点）で調査を実施する。

③海域(水質)

平成 27 年度と同様に、高松市ほか 9 市町が 64 地点で調査を実施する。

④海域(底質)

県ほか 5 市町が 17 地点で調査を実施する。なお、県では、東讃海域・備讃瀬戸・燧灘東部で調査している 5 地点を、3 年で一巡するローリング調査を実施しており、平成 28 年度は東讃海域の 1 地点で調査を実施する。

⑤ダム・溜池

- ・ダム 平成 27 年度と同様に、県が 16 ダム（61 地点）で水質測定を実施する。
- ・溜池 平成 27 年度と同様に、県や高松市ほか 6 市町が 50 溜池（52 地点）で調査を実施する。

⑥地下水

平成 27 年度と同様に、多度津町が 7 地点で調査を実施する。

その他の水質等調査の事業主体別測定地点数

事業主体		県	高松市	他の市町	合計	
地 点 数	河 川	水 質	—	13	88	101
		底 質	—	—	1	1
	海 域	水 質	—	5	59	64
		底 質	1	—	16	17
	ダム・溜池		77	16	20	113
	地下水		—	—	7	7
	計		78	34	191	303

(このページは印刷しない)

平成 28 年度測定計画 その他の水質等調査の変更事項詳細

①河川(水質)

平成 27 年度から変更なし。

②河川(底質)

平成 27 年度から変更なし。

③海域(水質)

平成 27 年度から変更なし。

④海域(底質)

事業主体	変更内容	地点	内容等
香川県	測定地点	久通港	燧灘東部からローリング調査のため変更

⑤ダム・溜池

事業主体	変更内容	地点	内容等
香川県	測定項目	河川砂防課測定 のダム 15 地点	健康項目、 その他項目を削除

⑥地下水

事業主体	変更内容	地点	内容等
香川県	測定地点	概況調査の 4 地点	ローリング調査のため変更